平成２４年（フ）第１１８号
長崎県長崎市金堀町35番７号
債務者　堀田　徹郎
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５６号
北海道夕張郡栗山町角田268番地１　曙団地20－３号
債務者　笹島　将人
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第３０８号
神奈川県小田原市東町１丁目27番11号
債務者　太田　基之
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４１号
新潟県新発田市大手町２丁目１番１号
債務者　刑部　雅幸
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第５３１号
名古屋市東区東桜２丁目３番７号　東カン名古屋キャステール1037号、従前の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
債務者　大岡　秀生
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８７０号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目５番地１　押草団地114棟304号、従前の住所愛知県瀬戸市熊野町87番地の１
債務者　高松真一こと高松眞一こと　ＴＡＫＡＭＡＴＳＵ　ＡＲＧＥＭＩＲＯ　ＳＨＩＮＩＴＩ
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４２号
香川県高松市西山崎町806番地３　ウエストヒルズＤ101号室
債務者　唐渡　智美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３２６号
仙台市泉区住吉台東４丁目20番地の５
債務者　藤島　文男
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３２７号
仙台市泉区住吉台東４丁目20番地の５
債務者　藤島　由美
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３５８号
仙台市宮城野区清水沼３丁目３番15号　レジデンス宮城野103
債務者　佐々木芳幸
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３７７号
宮城県塩竈市みのが丘９番14号、従前の住所宮城県塩竈市新富町24番27号
債務者　若生　行夫
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７４号
宮城県栗原市瀬峰野沢193番地、従前の住所宮城県大崎市古川駅東２丁目２番18号　グランドハイツ205号
債務者　村岡真奈美（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
秋田県大仙市堀見内字下田茂木14番地３
債務者　小林仁芽穂
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１８７号
茨城県ひたちなか市和田町２丁目６番27号
債務者　阿部　哲也（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１８８号
茨城県水戸市酒門町4268番地の50
債務者　宮原世紀代
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１９２号
茨城県那珂市菅谷592番地７
債務者　中村亜希子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２０１号
茨城県水戸市姫子２丁目185番地の11
債務者　鴨志田真琴
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所